



〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1 浅草ビューホテル 2階  
TEL. 03-3847-1111 FAX. 03-3847-0154 URL : https://www.asachu-rc.jp



R.I.会長 ジェニファー・ジョーンズ

地区ガバナー 嶋村文男

## 2022 - 2023 年度テーマ

クラブテーマ 「 前 進 」

クラブ会長 伊石佳高

## 本日の例会

会員卓話 「歯周病について」

江連雅孝会員

## 今後の例会（卓話）予定

5/31	会員卓話	田村順二会員
6/7	会員卓話	岩戸正一会員
6/14	未定	金原亭馬生師匠
6/21	クラブ協議会 本年度事業報告	
6/28	会長幹事退任挨拶	

## 前回（5/10 1735 回例会）の記録

### 来訪者紹介

- ◆ゲスト 2名 円満相続税理士法人 パートナー税理士 桑田悠子様  
米山奨学生 イマン・ファルハナ・ビンディ・ジュアニ様
- ◆ビジター 0名

### 出席報告

総会員数	休会	出席免除	出席	欠席	出席率	修正出席率
45名	2名	6名	36名	5	87.80%	

## 会長挨拶<伊石会長>

・皆さんこんにちは。  
GWを挟み2週間ぶりの例会再開となります。いかがお過ごしでしたか？  
皆様ご存じの通り5月8日より国の指針であるコロナ対応が全廃となりました。それに則り今までのスクール形式の着席より従来の円卓形式の例会開催と致しました。出席状況も従来の出席カウントとなります。皆様、例会の積極的な出席を宜しくお願い致します。とは言えまだまだコロナの脅威が完全終結した訳では有りません。各自自己防衛にて例会にご出席願います。

・本日は本年4月より再来年3月までマレーシアからの米山留学生のイマン・ファルハナ・ビンディ・ジュアニさんをお迎え致しました。4月と5月の2か月分の奨学金をお渡し致します。カウンセラーをお受け頂いた中村会員よりイマンさんのご紹介をお願いした後、ご本人より一言頂ければと思います。どうぞ壇上にお上がり下さい。ありがとうございました。



イマン・ファルハナ・ビンディ・ジュアニ様



2023年5月24日

第1736回例会

会長 伊石佳高  
幹事 立野秀一



## 幹事報告<立野幹事>

①本日の例会より、新型コロナウイルス感染防止ガイドラインの適用を廃止します。これに伴い、会員の出席義務も復活しますので例会欠席の際はメイキャップをお願いします。

②各委員会の委員長は下半期事業報告の提出を6月7日までに幹事までお願い致します。

③本日例会終了後、第11回理事・役員会を開催いたします。該当の方は出席をお願い致します。

## 委員会報告

### <社会奉仕委員会 長沼委員長>

・東北復興支援事業「フラフェスin浅草」の

好間高校OGから、感謝のメッセージと写真のアルバムを送って頂きました。回覧させていただきます。

## ニコニコボックス

<伊石会長、立野幹事、土師、原田、本間、五十嵐、伊藤、松本、宮崎、中橋、大塚、齋藤、佐藤、澤野、関原、高橋、内田、上原、渡辺>

・本日の卓話は、桑田悠子様「令和5年の税制改正を踏まえた最新の相続税対策」です。桑田悠子様よろしくお願い致します。

### <中村>

・米山奨学生イマンさんをよろしくお願い致します。

### <後上、片岡、太田、桜井、>

・東北復興支援継続を！

### <後上、太田、古谷>

・松丸君無事退院お目出度うございます。今後の活躍を期待します。

### <松丸>

・無事に退院しました。ご心配をおかけしました。引き続きリハビリをがんばって土師年度がスタートする7月から復活しますので宜しくお願い致します。

### <上野、海内>

・結婚記念日に花束を戴きまして誠に有難うございました。

### <加藤、伊石、高木、常見>

・お誕生日のお祝いをして戴きありがとうございます。ございました。

### <長沼、太田、大塚、高木>

・100%出席の表彰をして戴きまして誠にありがとうございます。ございました。

### <常見>

・誕生日のお祝いをいただき、ありがとうございます。本日は例会欠席で直接お礼をお伝え出来ず申し訳ありません。5月28日で60歳、還暦を迎えます。

渋沢栄一翁の言葉に「四十、五十は湊はな垂れ小僧、六十、七十は働き盛り、九十になって迎えが来たら百まで待てと追い返せ」という名言がありますが、60代はまだまだ働き盛りということで、気持ちも新たに仕事に邁進する年にしたいと思います。会員の皆様には引き続き、ご指導よろしくお願いいたします。

## 「令和5年の税制改正を踏まえた最新の相続税対策」



円満相続税理士法人 パートナー税理士  
桑 田 悠 子 様

こんにちは、税理士の桑田です！

令和5年税制改正で確定した、相続・贈与の一体化について、解説します！

要点は3つ。

- 1つ目：生前贈与加算が2024年1月1日から、3年内から7年内に延長されます。
- 2つ目：相続時精算課税制度に110万円非課税枠が創設されます。
- 3つ目：生前贈与加算の対象者に変更なしです。つまり、相続や遺言で財産をもらわない人は加算対象者とはならないという点は、従前と同様ですので、今後も孫への贈与は有効です。

これらを踏まえると、110万円超の贈与税を払って生前贈与した方が得な人は、2023年までは最適贈与額で贈与を行い、2024年以降は7年以上ご健在である自信のある方のみ、暦年課税を継続し、それ以外の方は精算課税に移行がベストです。

一方、現在、110万の贈与が最適な方は、2023年まではそのまま暦年贈与を継続頂き、2024年からは精算課税に移行すれば、今までより相続税を抑えることができます！

お問い合わせ、お待ちしております！